

平成 20 年度の健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

これらは、財政の早期健全化や再生のための判断指標とするもので、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

平成 20 年度の決算に基づく算定結果は、下表のとおりで何れも早期健全化基準を下回っており、現在のところ財政健全化計画等の策定の必要はありません。

1. 健全化判断比率

(単位 : %)

	吉野ヶ里町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—(黒字)	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—(黒字)	20.0	40.0
③実質公債費比率	16.4	25.0	35.0
④将来負担比率	123.9	350.0	

2. 公営企業の資金不足比率

(単位 : 千円、%)

会 計 名	事 業 規 模	資 金 不 足 額	資 金 不 足 比 率
簡易水道特別会計	1,270	0	—
下水道特別会計	221,348	0	—

4 つの財政指標について

①実質赤字比率

一般会計等の赤字の度合いで、財政運営の深刻度を示します。20 年度は黒字でした。

②連結実質赤字比率

吉野ヶ里町のすべての会計を連結した赤字の度合いで、町全体の財政運営の深刻度を示します。20 年度は連結でも黒字でした。

③実質公債費比率

借入金の返済額と、下水道特別会計や一部事務組合への繰出・負担金のうち借入返済に準じる額の合計を、標準財政規模と比較したもので、一般会計が負担する実質的な返済額の度合いを示します。20 年度の比率は 16.4% で、19 年度より 0.6 ポイント増えました。

④将来負担比率

町の借入金残高や将来負担する可能性のある負債の額を、標準財政規模と比較したもので、将来町の財政を圧迫する度合を示します。20 年度の数値は 123.9% で、19 年度より 2.7 ポイント増えましたが、早期健全化の基準値に対しては比較的低率です。これは、交付税算入の対象となる借入金の割合が高いことなどによると考えられます。